

高津発 日本改革!

ほりぞえ健ニュース

2003年8月号 No. 3

民主党 ほりぞえ健事務所

〒213-0033

川崎市高津区下作延266 エスビル4階
(溝の口駅徒歩2分 高津区役所隣り)

電話 044-855-1479 FAX 044-855-1489

http://www.horizoe.com

E-mail: horiken@horizoe.com

6月定例会特集号:一般質問を行いました!

川崎市議会議員 ほりぞえ健

6月16日から7月9日までの24日間にわたり、2003年第3回定例会が開催されました。本議会は、初日に市営地下鉄問題に関する市長の方針表明があり、市長多選自粛条例、まちづくり3条例など、多くの重要案件が審議された定例会でした。個々の案件につきましては後ほど詳細にご報告させていただきますが、阿部市長は公約に掲げられた内容を着実に実行されているのではないかと思います。

今号では、7月7日にほりぞえ健が行った一般質問の全文を掲載致します。メモを元に作成しておりますので詳細部分に誤記がある可能性があります。本会議のやりとりの雰囲気を感じていただければと思います。



(堀添)

それでは、あらかじめ通告致しました5件につきまして質問させていただきます。政策決定における住民参画について、情報システム導入における費用対効果の測定について、個人情報保護条例の実施状況について、災害発生時における情報システムの復旧と活用について、最後に、障害者の職員雇用状況についての5項目に関しまして、一問一答方式でお願い致します。

まず、政策決定における住民参画について市長にお伺いいたします。

とくに地方政治の分野では、政策決定をはじめとした市政運営において、住民の参画はますます重要性を増すと思われます。今回、市営地下鉄問題で実施された「市民アンケート」は、設問設定を注意深く行う必

要があるものの、低コストでほぼ正確な民意調査ができること、回答者がより深い理解の上で回答する傾向があるといったメリットをもった、効果的な手法であることが実証されたのではないかと思います。現在、具体的な検討が進められている住民投票制度が導入された後にも、市民アンケート方式は並列的に積極活用すべき制度であると考えます。

市長にお伺いいたします。住民参画の意義と市民アンケート方式の特長についてどのように考えていらっしゃいますでしょうか。住民投票制度との関連を含めお答えください。

(阿部市長)

住民参画の意義とその手法等についてのお尋ねでございますが、私は、かねてより市民が主役の市政運営を基本に、市民生活の実態に即した施策を進めていくことが重要であると考えておまして、そのためには、多様な市民意見を的確に反映できるような手法やシステムを整えることが必要であると考えております。

そうした手法の一つに、ご指摘の住民投票制度や市民アンケート方式がございますが、両者は、手続や費用等の面で差異はあるものの、政策決定の過程において、市民意見を確認する手法としては、いずれも有効な手段であると考えております。

住民投票は、投票資格のある市民全員に参加の機会が確保され、最も広範に市民意見を確認する手法でございますが、多くは、市政の重要課題であり、市民を二分するような争

- 1963(昭和38)年2月6日、高津区に生まれ、高津小学校出身。桐朋中学、高校を経て東京工業大学を卒業。
- 東京都三鷹市で9年間、地域情報化やプライバシー保護等に従事。
- セブーンイレブン本部での情報システム構築をはじめ、ITを活用したシステムづくりに従事。
- 2003年4月、川崎市議会議員に初当選。
- 民主党神奈川県第18区総支部副幹事長
- 経済産業省 システム監査技術者
- 妻と長女(中学1年)の3人家族



点となっているような課題について賛否を問い、最終的な判断に資するため採用されている手法でございます。また、市民全体が投票行動に参加することによって、市政への参加意識の醸成にも寄与するものと考えております。

アンケート調査は、住民投票に比べて費用も少なく済み事務手続きも簡便であることから、様々なケースで採用できるものと考えられますが、一定程度の規模で実施すれば、当該事項に関する市民全体の意向は全員調査の場合と比べても遜色なく、正確に把握できるものと考えております。また、単に賛否だけではなく、結論にいたる考え方や当該事項に関連する事項についても市民の意見を伺うことができるなどの利点もある

(阿部市長) 前ページからの続き

ものと考えております。

市政の重要課題について市民意見を聴く手法は様々でございますが、住民投票や市民アンケートもその有効な手法のひとつであると考えておりますので、住民投票制度の構築に向けた検討を進めるとともに、今後とも当該事項の性格や重要性等にふさわしい手法を採用し、的確な判断が行えるよう努めてまいりたいと考えております。

(堀添)

ご答弁、ありがとうございました。

市長もつねづねお話しなさっていますとおり、地方政治は、主権者である住民の身近なところで政治が行われるという大きな特長をもっているのですから、重要な政治的選択を行う場面において、その時点における市民意見を的確に把握することは、とても大切な点ではないかと思っております。今回の市民アンケートの結果では、単に事業に対し賛成・反対がわかるだけではなく、たとえば最寄の駅に出るまでにかかる時間や、地下鉄が建設された場合の利用希望度合によって回答にどう連関しているのか、また仮に中止した場合の代替手段としてなにを希望しているのか、といったように、今後の政策立案にかなり役立つ情報が得られたのではないかと思います。

それでは総務局長にお伺いいたします。市民アンケート方式は住民投票に比べて費用も少なくてすむ、とのご答弁を市長からいただきました。確認で恐縮ですが、市民アンケートでかかった費用について、概算で結構ですでお示しください。

(砂田総務局長)

市民アンケートに関するご質問でございますが、この度の「川崎縦貫高速鉄道に関する市民アンケート調査」につきましては、市民1万人を対象とし、訪問配付留置法で実施したものでございまして、このアンケート調査に要した費用は、概算ではございますが、1,300万円程度でございます。

(堀添)

どうもありがとうございます。

通常、本市における市長選挙費用は3億円以上となっておりますので、その20分の1から30分の1の費用で行えるという点は大切なポイントの一つだと思います。

事前の記者会見におきまして、1万人規模でアンケートを実施した場合、統計学的な誤差は1%未満であるとのこと発言がご担当者から行われました。費用的な観点、内容的な観点から、今回行った市民アンケート方式は、住民参画における川崎方式として、積極的に扱っていくべきものであると思います。

今後とも「市民が主役の市政運営」を実現していくことを要望し、次の項目に移らせていただきます。

引き続き、情報システムと個人情報保護に関し、総務局長にお伺いいたします。

まず、情報システム導入における費用対効果の測定についてです。行政の効率化をすすめるとともに、住民サービスの向上を図るためには、全市的なIT利用の推進をさらにすすめていくことが重要であると考えますが、限られた予算の中で最大限の効果をあげるためには、定量的・定性的な費用対効果測定を継続的に行えるようなきちんとした評価の仕組みが構築されている必要があると思っております。本市において、情報システム導入にあたり、費用対効果測定をどのように行っているのか、お答えください。

また、情報システムの開発や運用に関し、最小限のコストで最大限の効果をあげるためには、できる限り競争

原理を機能させていくことが重要です。このあたりについて、お考えと本市の現状についてお答えください。

さらに、費用対効果の観点では、事務事業実施後の事後評価が重要となってまいります。計画時に想定した費用対効果の予測を稼動後にチェックし、当初期待した効果が実現できているのかどうかといった事後評価を行い、次の計画に反映させていくことは、計画行政の重要な柱であると思っております。金曜日のご答弁の中で、システム評価の取り組みについてお答えがございましたが、情報システム分野で、効果の検証をどのように行っているのか、あわせてお答えください。

(砂田総務局長)

システム導入における費用対効果の測定についてのご質問でございますが、本市では、情報システムの企画時に、総務局、総合企画局、財政局、市民局で構成します電子計算組織運営委員会で、システムにつきまして定性効果、定量効果など、総合的な観点から審議を行っているところです。

また、今年度からは、その審議を側面から支援するものとして、外部の専門家を含めた体制で、システム評価に取り組みまして、技術的、経営的視点から客観的な評価の実施を目指しております。

次に、競争原理の導入についてでございますが、システムの開発や運用に関する市場原理の導入は、システムの効率化の面や行財政改革の観点から、重要であると認識しております。そこで、本市における新しいシステム構築は、多くの業者がシステムの開発や運用に参加する、健全な市場原理の導入を目指しまして、総合評価方式に準じた業者の選定や、特定の業者に依存することのない、オープンなシステム開発手段によって進めているところでございます。

最後に、効果の検証についてでございますが、これまで、システムの企画時に予定していた効果につきましては、システムの稼動後にその結果を検証するため、総務局及び開発所管局で構成します「オンラインシステム稼動に伴う要員適正配置検討委員会」で評価を実施してまいりました。

そして、本年度からは、システムのライフサイクル全般にわたるシステム評価に取り組みしておりまして、システムの開発中や稼動後に随時システム評価を実施し、情報システムの企画時に予定した効果の確実な実現を目指していきたいと考えております。

(堀添)

ありがとうございました。先日も報道されていましたが、欧米諸国と比較した日本の労働生産性は、とくにサービス分野で低く、欧米諸国平均の50%を下回るといわれています。公的分野においても例外ではなく、本市においても職員の生産性を高めるための投資を積極的に行っていく必要があると思っております。現在進められているシステム評価の取り組みは、限られたシステム予算の有効利用に役立つものであると考えますので、引き続き注視させていただきます。

つぎに、個人情報保護条例の実施状況について、主にコンピュータ・システムに関する部分についてご質問いたします。本市において、IT利用をさらに推進するためにも、個人情報の取り扱いを適切に行うことが重要であると思っております。本市では昭和60年に個人情報保護条例を制定し、全国的にも進んだ取り組みを行ってきたところでありますが、条例制定後すでに20年近くが経過し、とくに電子計算組織にかかわる部分では大型コンピュータ中心の集中型システムから、パソコンをはじめとする

分散型・多元型のシステム活用がすすんできています。個人情報保護条例をはじめとする本市のプライバシー保護のあり方についても、見直しをかけていく必要があるのではないかと考えます。

個人情報保護条例第12条では、電子計算組織における個人情報ファイルの作成に関しては、事前に審議会に諮り、意見を聞かなければならないことになっております。この電子計算組織にはパソコン等のいわゆる小規模電子計算組織も含まれるものと理解しますが、パソコン上で個人情報、個人が特定できる情報を含むファイルを作成する場合、たとえば今まで手作業で行っていた数名の方の宛名書きを主管課の職員がパソコンに入力し印刷できるようにするといった軽易な作業の場合も、原則として事前に審議会に諮らなければならない、ということでは、なかなか業務の効率化が進まないように感じます。他方、多くのパソコンが利活用されることで、パソコン内で管理されている個人情報の持ち出しや、忘失等による情報の大量流出など、新たなリスクも発生していると思われまます。個人情報保護法への対応を含め、個人情報保護運営審議会に条例の改正を諮問される予定と伺っておりますが、いわゆる小規模電子計算組織の普及をふまえた今後の方向性について、お考えをお聞かせください。

また、他市においては、窓口業務に従事している臨時職員により、設置端末から業務外の目的で個人情報が検索される事件が半ば日常的に行われている、との報道もございました。このような問題に対し、本市ではどのように対策を進めているか、お答えください。

(砂田総務局長)

「個人情報保護条例」の実施状況についてのご質問でございますが、規模の大小にかかわらず、電子計算組織を利用した個人情報ファイルを新たに作成するときは、「個人情報保護条例」第12条で、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するために設置しております「個人情報保護運営審議会」の意見を聴くよう義務づけております。

審議会では、個々の業務について、業務の目的、範囲、種類、ファイルの作成方法及び情報の保護措置に関して審議を行い、利用できる業務の範囲を認めているところでございます。

今後、コンピュータの機能、技術の進展を踏まえ、個人情報保護制度の適正化に努めながら、その運用方法については検討する必要があると考えております。

次に、業務目的外の情報検索についてでございますが、最近の、磁気記録メディアやパソコンの小型化やネットワーク技術の進展から、従前に比べて多様な形態による情報の漏洩や不正使用が想定されるようになってきております。

こういった状況を踏まえ、本市では情報セキュリティ基準で、情報及び情報システムの保管・設置場所への入退室管理、業務委託時の管理、パソコンや記録メディアの搬出入や情報システムの利用資格の管理など、様々な事項について厳格な取扱いを定めて対応しているところでございます。

情報システムの取扱いにつきましては本人のモラルに依存する部分も大きいので、職員については定められた研修等に参加し、情報セキュリティの考え方や実施手順等に対する理解を深め、情報セキュリティの確保に努めることとし、情報システムの運用責任者については、セキュリティの保全に関する様々な責務を課すなどにより、職員全体の情報セキュリティに関するモラルの向上をはかり、業務目的外の情報検索等、情報システムの不正防

止に努めるよう指導しております。

(堀添)

ありがとうございました。本市の取り組みは周辺自治体と比較しても先進的であると評価されていますので、引き続き、この面での取り組みを十分に行っていただければと思います。また、パソコン等の小規模電子計算組織の普及を踏まえ、制度の適正化と運用方法の検討をすすめられるとのことでした。このあたりは、どの自治体でも悩んでいるところではございますが、ぜひ「さすが川崎市」といわれるような先進的な仕組みを創り出していただければと思います。

つぎに、災害発生時における情報システムの復旧と活用についてでございます。大規模災害発生時には、情報システムにも大きな損害が発生することが想定されますが、人命救助、安否確認の観点からも、災害発生後、重要システムの迅速な稼働の確保が大切です。他市の事例では、大型コンピュータで管理されている住民情報データを、急遽、避難所に設置したパソコンに移行し、居住確認を含めた安否確認に大いに役立てたといったこともございました。また、市民の権利を確保するためにも、若干時間がかかるにせよ、災害発生前の完全なデータを復旧できることも大切です。本市における災害発生時における情報システムの復旧について、総務局長にお伺いいたします。

(砂田総務局長)

災害発生時における情報システムの復旧についてのご質問でございますが、本市では、昨年度策定しました

「情報セキュリティ基準」におきましては、総合的な管理を実施する情報セキュリティ管理部門を設置し、さらに、個々の情報システムにおいては情報管理責任者を設けることとしておりまして、本年度につきましては、この体制の実現に向け取り組んでいるところでございます。

万が一、災害が発生した場合は、情報管理責任者が、速やかに内容、原因、被害、影響範囲等を調査・把握し、情報セキュリティ管理部門と協力して、迅速な災害復旧を目指します。

また、情報システムの災害復旧の対応といたしましては、代替運用、対応と連絡、テスト、再開の手続きなどについて示しておりまして、これに基づきシステムの特性を踏まえた「災害復旧手順書」を作成し、迅速な対応に当たることとしております。

さらに、データの復旧に関しましては、必要となりますバックアップデータやソフトウェアなどにつきまして、取り扱う情報の保護区分や、業務継続の要求レベル等に応じて、施錠可能な保管庫、若しくは耐火金庫にての保管や、大規模な災害に備え別個の施設あるいは遠隔地での保管など所要な策を講じているところでございます。

(堀添)

ありがとうございました。市民の生命と財産をまもるためにも、大規模災害を想定した管理・運用が必要ですが、情報セキュリティ基準に基づく管理体制を今年度中に整備されることですので、できるだけ早い時期に実現していただくよう要望させていただきます。

最後に、障害者の市職員への雇用につきまして、総務局長にお伺いいたします。厳しい経済状況が続くなか、障害者の雇用促進は社会全体の課題であり、とくに地方自治体をはじめとする公的機関においては、率先して障害者の雇用をすすめていく必要があると思っております。平成12年のご答弁では、本市の障害者雇用率は政令指定都市の中でも上位に位置しており、3.0%を目標に努力していかれる旨のご答弁がありました。

(堀添) 前ページからの続き

障害者の職員雇用は本人希望との関係もあり、また行財政改革プランにもとづき全体としての職員数を削減している中で、なかなか簡単には進まないことは理解できるところであります。やはり現在の社会状況の中で、本市としても積極的に取り組んでいかなければならない重要課題であると思います。障害者の職員雇用状況に関する本市の現状と今後の方向性についてお答えください。

(砂田総務局長)

障害者の雇用についてのご質問でございますが、「障害者の雇用の促進等に関する法律」におきまして、常時勤務する職員に障害者を一定の割合で採用しなければならないとされております。

同法施行令で定める国及び地方公共団体の障害者雇用率は2.1%以上でございますが、本市の平成14年度の雇用率は、市長事務部局3.36%、水道局2.19%、交通局2.33%となっており、いずれも法定雇用率を上回っているところでございます。

また、教育委員会につきましては、法定の障害者雇用

率が、2.0%と定められており、平成14年度の雇用率が1.78%となっておりますので、雇用率の改善を図るためには、中学校及び高等学校教育職員の障害者雇用率を引き上げることが課題となっております。

いずれといたしましても、最近の雇用情勢の厳しい中、障害者が社会で自立し生活するためには、雇用が確保されることが大変重要でありますので、今後とも障害者雇用の促進に努めてまいりたいと考えております。

(堀添)

ありがとうございました。先ほどもお話しさせていただきまして、職員雇用は本人希望との関係もあり、簡単には進まない状況であることは理解致しますが、やはり部分的にも法定雇用率を下回る状況は、地方公共団体として早急に解消しなければならない課題であると思っております。また、あわせて本市が出資している諸団体に対しても、障害者雇用に関し適切な指導を行っていただくことをお願いして私の質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

第3回「川崎市政に参加する会」のご案内

私たちの住む川崎市を「安心して暮らせるまち」にしていくためには、私たちの手でもっともっと変えていかなければならないと思います。

一人一人の主権者の皆様とともに、新しい川崎市のあり方について、勉強し、議論し、実行していく場として、「川崎市政に参加する会」を開催しています。

皆様のご参加を心よりお願い申し上げます。

第3回 7月21日 高津市民館
「川崎のまちづくり～まちづくり3条例」

第4回 8月30日 高津市民館
「行財政改革プランの現状と評価」

第5回 9月20日 高津市民館
(未定)

日時：2003年7月21日(月)
午後1時半から4時まで。

場所：高津市民館

溝の口駅前マルイファミリー7階
溝口1-6-10 044-812-1090



政治資金ご寄付のお願い

地元から日本改革を実現するために、皆様の温かいご支援をお願い申し上げます。(一口3,000円)

「ほりぞえ健後援会」宛

郵便振替：高津郵便局 口座00270-1-24169
銀行振替：川崎信用金庫 高津支店 普通0796294

「子どもを一人もつくらない女性が、自由を謳歌し、楽しんで、年とって、税金で面倒をみない」というのは本当はおかしい。国が『ご苦労さまでした』と言って面倒をみるのが本来の福祉だ。さきごろ、自民党少子化問題調査会会長である森前首相の発言が波紋を呼んだ。子どもを産まなくて、年金に貢献している女性もたくさんいる。年金は「面倒をみてもらおう」というような、国から一方的に施される恩恵ではない。／とところで、現在の日本は「自由を謳歌し楽しんで」いる女性が果たしてどのくらいいるのだろうか。日本経済新聞社が先日行った、シングル女性に対する調査では、大半の人が将来に不安を抱えていることが明らかになった。「老後の生活費がたかたかたかどうか心配」(72%)、「介護に関する仕組みや施設が十分整っていない」(71%)、「親の介護に伴う金銭的負担懸念」(58%)、「自分を介護してくれる人がいないかもしれない不安」(55%)。こうした不安の背景には、実際に厳しい経済状況が横たわっている。厚生労働省の「国民生活基礎調査」によれば、一世帯当たりの平均所得は全体では602万円だが、女性単独世帯の場合は、223万円と半分以下になる。生活実感については、「たいへん苦しい」「苦しい」が51.5%に上る。ドラマに出てくれば、女性も子どもなしの共働き夫婦であれば、子ども少ゆとりがあるのかもしれないが、子育て世帯は少数派である。／子どもを産み育てるのが難しい社会というのは、やはり暮らしにくい社会だ。地域のつながりが薄れ、夫も仕事が忙しくて手伝えなななで、独りりで子育てできるのだろうか。不安に思っている女性も多い。子育てに区切りがない。仕事に復帰しようとしても、不安定な短時間雇用が増えるばかり。一方で子どもにかかる費用は少子化の傾向は止まらない。抜本的に社会をつくりかえることが、どうして必要ではないだろうか。／さて、イラストも必要です。三沢秋太郎さんのご協力により、キャラクターができました。本人と子ども、キャラクター